

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 20    | 自立支援医療に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県防府市長

## 公表日

令和4年7月7日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務         |   |
|------------------------------|---|
| ①事務の名称                       | 自立支援医療に関する事務  |
| ②事務の概要                       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減することを目的として自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)制度を実施している。<br><br>障害者総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①自立支援医療費の申請受理<br>②自立支援医療費の支給認定<br>③自立支援医療費の支給認定の変更<br>④自立支援医療費の支給認定の内容の変更<br>⑤自立支援医療費の支給 |
| ③システムの名称                     | 1. 障害福祉システム<br>2. 団体内統合宛名システム<br>3. 中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名               |   |
| 更生医療ファイル、育成医療ファイル、精神通院医療ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                   |   |
| 法令上の根拠                       | 番号法<br>・第9条第1項 別表第一の84の項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携     |   |
| ①実施の有無                       | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                      | 番号法<br>・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br>: 8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>: 108、109、110の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署            |   |
| ①部署                          | 健康福祉部障害福祉課  |
| ②所属長の役職名                     | 障害福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関                  |   |
|                              |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求       |   |
| 請求先                          | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号 0835-25-2194   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ     |   |
| 連絡先                          | 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市健康福祉部障害福祉課 電話番号 0835-25-2387   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年4月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年4月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |   |  |
|---|---|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |   |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                         | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |   |  |
| 実施の有無   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                |
|------------|---|--|---|------|--------------------------|
| 平成28年6月10日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長           | 障害福祉課長 中谷 剛士   | 障害福祉課長 伊藤 浩二  | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正)        |
| 平成30年3月30日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 1. 番号法<br>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>:16、26、56の2、87、116の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>:108、109、110の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br>・第12条、第19条、第30条、第44条、第55条 | 1. 番号法<br>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>:8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>:108、109、110の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br>・第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条、第55条の2、第55条の3、第59条の2 | 事後   | 定期見直し及び法令の改正に係る修正(軽微な修正) |
| 令和1年6月28日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名       | 障害福祉課長 伊藤 浩二   | 障害福祉課長  | 事後   | 様式の変更によるもの               |
| 令和1年6月28日  | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求              | 〒747-8501 防府市寿町7番1号<br>防府市総務部市政なんでも相談課<br>電話番号 0835-25-2209  | 〒747-8501 防府市寿町7番1号<br>防府市生活環境部市政相談課<br>電話番号 0835-25-2194   | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正)        |
| 令和1年6月28日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か            | 平成27年2月27日 時点  | 平成31年4月1日 時点  | 事後   | 定期見直しに係る修正               |

| 変更日       | 項目                               | 変更前の記載  | 変更後の記載                   | 提出時期 | 提出時期に係る説明            |
|-----------|----------------------------------|---|--------------------------|------|----------------------|
| 令和1年6月28日 | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成27年2月27日 時点   | 平成31年4月1日 時点             | 事後   | 定期見直しに係る修正           |
| 令和1年6月28日 | Ⅳリスク対策                           | —   | Ⅳリスク対策の追加記載              | 事後   | 様式の変更によるもの           |
| 令和2年1月28日 | Ⅱしきい値判断項目<br>1.対象人数<br>いつ時点の計数か  | 平成31年4月1日 時点  | 令和1年11月1日 時点             | 事後   | 5年を経過する前の評価の再実施によるもの |
| 令和2年1月28日 | Ⅱしきい値判断項目<br>2.取扱者数<br>いつ時点の計数か  | 平成31年4月1日 時点  | 令和1年11月1日 時点             | 事後   | 5年を経過する前の評価の再実施によるもの |
| 令和2年1月28日 | Ⅳリスク対策<br>8.監査 実施の有無             | 自己点検、内部監査   | 自己点検                     | 事後   | 5年を経過する前の評価の再実施によるもの |
| 令和3年3月4日  | Ⅱしきい値判断項目<br>1.対象人数<br>いつ時点の計数か  | 令和1年11月1日 時点  | 令和3年1月1日 時点              | 事後   | 定期見直しに係る修正           |
| 令和3年3月4日  | Ⅱしきい値判断項目<br>2.取扱者数<br>いつ時点の計数か  | 令和1年11月1日 時点  | 令和3年1月1日 時点              | 事後   | 定期見直しに係る修正           |
| 令和4年7月7日  | I 情報関連<br>3個人番号の利用<br>法令上の根拠     | 1. 番号法<br>・第9条第1項 別表第一の84の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10内閣府・総務省令第5号)<br>・第60条 | 番号法<br>・第9条第1項 別表第一の84の項 | 事後   | 定期見直しに係る修正           |

| 変更日      | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明             |
|----------|---|---|---|------|-----------------------|
| 令和4年7月7日 | I 情報関連<br>4情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 1. 番号法<br>・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>:8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>:108、109、110の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)<br>・第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条、第55条の2、第55条の3、第59条の2 | 1. 番号法<br>・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>:8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>:108、109、110の項 | 事後   | 法令改正による変更及び定期見直しに係る修正 |
| 令和4年7月7日 | I 関連情報<br>7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求先       | 〒747-8501 防府市寿町7番1号<br>防府市生活環境部市政相談課<br>電話番号 0835-25-2194   | 〒747-8501 防府市寿町7番1号<br>防府市総合政策部広報広聴課<br>電話番号 0835-25-2194   | 事後   | 定期見直しに係る修正(軽微な修正)     |
| 令和4年7月7日 | IIしきい値判断項目<br>1.対象人数<br>いつ時点の計数か            | 令和3年1月1日 時点   | 令和4年4月1日 時点   | 事後   | 定期見直しに係る修正            |
| 令和4年7月7日 | IIしきい値判断項目<br>2.取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 令和3年1月1日 時点   | 令和4年4月1日 時点   | 事後   | 定期見直しに係る修正            |